

# 令和元年度政策評価実施結果報告書

～国家公安委員会・警察庁における政策評価の結果及びこれらの結果の政策への反映状況～

令和 2 年 8 月

国家公安委員会・警察庁

## 総 括 表

| 区分   | No.                                    |   | 予算要求への<br>反映 | 機構・定員要求<br>への反映 |
|------|--|---|--------------|-----------------|
| 事前評価 | 【規制を対象として評価を実施した施策】                    |   |              |                 |
|      | 道路交通法施行令の一部改正                          |   |              |                 |
|      | 1                                      | 自動車が高速自動車国道の本線車道に接する加速車線又は減速車線を通行する場合の政令で定める最高速度の改正 | —            | —               |
|      | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部改正 |   |              |                 |
|      | 2                                      | 自動車運転代行業の認定の基準                                      | —            | —               |
|      | 3                                      | 自動車運転代行業の認定の基準                                      | —            | —               |
|      | 4                                      | 特例施設占有者の欠格事由  | —            | —               |
|      | 道路交通法の一部改正                             |   |              |                 |
|      | 5                                      | 自転車道を通行可能な車両に係る規定の見直し                               | —            | —               |
|      | 6                                      | 停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外される対象の追加                        | —            | —               |
|      | 7                                      | 車輪止め装置の取付けの措置に係る規定の削除                               | —            | —               |
|      | 8                                      | 準中型免許を受けた者が普通自動車を運転する場合の初心運転者標識の表示義務の新設             | —            | —               |
|      | 9                                      | 初心運転者標識を表示した準中型自動車に対する保護義務の新設                       | —            | —               |
|      | 10                                     | 受験資格に関する規定の見直し                                      | —            | —               |
| 11   | 75歳以上の運転免許保有者に対する運転技能検査の新設             | —   | —            |                 |
| 12   | 都道府県公安委員会による医師の診断書の提出命令の新設             | —   | —            |                 |
| 13   | 基準該当若年運転者の受講義務に関する規定の新設                | —   | —            |                 |
| 14   | 特定違反行為の追加                              | —   | —            |                 |

|      |                             |                                 |   |   |
|------|-----------------------------|---------------------------------|---|---|
|      | 15                          | 運転免許の効力の仮停止の対象行為の追加             | — | — |
|      | 【目標管理型の政策評価を実施した施策(実績評価方式)】 |                                 |   |   |
|      | 1                           | 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化 | ○ | ○ |
|      | 2                           | 捜査への科学技術の活用                     | ○ | ○ |
|      | 3                           | 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化               | ○ | ○ |
|      | 4                           | 国際組織犯罪対策の強化                     | ○ | — |
|      | 5                           | サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止  | ○ | ○ |
|      | 【規制を対象として評価を実施した施策】         |                                 |   |   |
|      | 1                           | 所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大              | — | — |
|      | 2                           | 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加            | — | — |
|      | 3                           | 銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長    | — | — |
|      | 4                           | 高齢者に対する認知機能検査の導入                | — | — |
|      | 5                           | 射撃技能に関する講習の受講義務の新設              | — | — |
|      | 6                           | 年少者による空気銃の所持の制限                 | — | — |
|      | 7                           | 年少射撃資格の認定制度の創設                  | — | — |
|      | 8                           | 実包の所持状況の記録化                     | — | — |
|      | 9                           | 実包等の保管に係る努力義務の新設                | — | — |
| 事後評価 | 10                          | 行政調査に関する規定の整備                   | — | — |
|      | 11                          | 調査を行う間における銃砲の保管に関する規定の新設        | — | — |
|      | 12                          | 猟銃安全指導委員の秘密保持義務の新設              | — | — |

|    |  |   |   |
|----|--|---|---|
| 13 | 店舗型性風俗特殊営業として規制される営業への「出会い系喫茶営業」の追加    | — | — |
| 14 | ラブホテル等営業として規制される営業の範囲の拡大               | — | — |
| 15 | 暴力的要求行為として規制する行為の追加                    | — | — |
| 16 | 準暴力的要求行為の規制の拡大                         | — | — |
| 17 | 対立抗争による市民生活に対する危険を防止するための措置            | — | — |
| 18 | 賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加                    | — | — |
| 19 | 縄張内で営業を営む者のために行う用心棒行為等の禁止              | — | — |
| 20 | 暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険を防止するための措置 | — | — |
| 21 | 病気の症状に関する質問票への虚偽記載等の禁止                 | — | — |
| 22 | 一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止       | — | — |
| 23 | 一定の病気を理由に免許を取り消された場合における免許再取得時の試験の一部免除 | — | — |
| 24 | 取消処分者講習の受講対象の拡大                        | — | — |
| 25 | 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講命令          | — | — |
| 26 | 自転車の制動装置に係る検査、応急措置命令等                  | — | — |

国家公安委員会・警察庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

1 事前評価

規制を対象として評価を実施した政策（No. 1～4については令和元年9月23日、No. 5～15については令和2年2月28日公表）

| No. | 政策の名称   | 政策評価の結果の政策への反映状況  |
|-----|---|---|
| 1   | 自動車が高速自動車国道の本線車道に接する加速車線又は減速車線を通行する場合の政令で定める最高速度の改正 | <p>&lt;制度改正&gt;</p> <p>評価の結果を踏まえ、当該規制の緩和を内容の一部とする「道路交通法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された（令和元年9月公布、令和2年4月施行）。</p> |
| 2   | 自動車運転代行業の認定の基準                                      |   |
| 3   | 自動車運転代行業の認定の基準                                      |   |
| 4   | 特例施設占有者の欠格事由  |   |
| 5   | 自転車道を通行可能な車両に係る規定の見直し                               | <p>&lt;制度改正&gt;</p> <p>評価の結果を踏まえ、当該規制の新設、拡充、緩和、廃止を内容の一部とする「道路交通法の一部を改正する法律案」を第201回通常国会へ提出した。</p>      |
| 6   | 停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外される対象の追加                        |   |
| 7   | 車輪止め装置の取付けの措置に係る規定の削除                               |   |
| 8   | 準中型免許を受けた者が普通自動車を運転する場合の初心運転者標識の表示義務の新設             |   |
| 9   | 初心運転者標識を表示した準中型自動車に対する保護義務の新設                       |   |
| 10  | 受験資格に関する規定の見直し                                      |   |
| 11  | 75歳以上の運転免許保有者に対する運転技能検査の新設                          |   |
| 12  | 都道府県公安委員会による医師の診断書の提出命令の新設                          |   |
| 13  | 基準該当若年運転者の受講義務に関する規定の新設                             |   |
| 14  | 特定違反行為の追加   |   |
| 15  | 運転免許の効力の仮停止の対象行為の追加                                 |   |

2 事後評価

(1) 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和元年8月1日公表)

| No. | 政策の名称  | 政策評価の結果  | 反映状況   | 政策評価の結果の政策への反映状況   |
|-----|--|----------|--------|--|
| 1   | <p>【基本目標 2 業績目標 3】<br/>振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化を図るため、必要な経費を予算措置した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊詐欺助長犯罪に対する市民協力の確保に要する経費<br/>令和2年度概算要求 (2百万円)<br/>(令和2年度予算額: 2百万円)</li> <li>・特殊詐欺に係る警告電話事業の実施に要する経費<br/>令和2年度概算要求 (45百万円)<br/>(令和2年度予算額: 45百万円)</li> <li>・広域知能犯捜査センター借上に要する経費<br/>令和2年度概算要求 (54百万円)<br/>(令和2年度予算額: 54百万円)</li> <li>・総合的な特殊詐欺対策の推進に要する経費<br/>令和2年度概算要求 (131百万円)<br/>(令和2年度予算: 131百万円)</li> <li>・高齢者犯罪被害対策に要する経費<br/>令和2年度概算要求 (54百万円)<br/>(令和2年度予算額: 51百万円)</li> <li>・特殊詐欺の撲滅に向けた国民運動を展開するために必要な広報啓発に要する経費<br/>令和2年度概算要求 (111百万円)<br/>(令和2年度予算額: 111百万円)</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊詐欺対策の推進のための警察庁職員を増員要求し、容認された。</li> </ul> |
| 2   | <p>【基本目標 2 業績目標 4】<br/>捜査への科学技術の活用</p>                     | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 科学技術を活用した捜査の更なる推進を図るため、必要な経費を予算措置した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・DNA型鑑定の推進に要する経費<br/>令和2年度概算要求 (4,479百万円)<br/>(令和2年度予算額: 4,479百万円)</li> <li>・第一線警察における科学捜査力の強化に要する経費<br/>令和2年度概算要求 (372百万円)<br/>(令和2年度予算額: 508百万円)</li> <li>・危険ドラッグ対策に要する経費<br/>令和2年度概算要求 (612百万円)<br/>(令和2年度予算額: 612百万円)</li> </ul> </li> </ul>  |

|   |  |          |        |   |
|---|--|----------|--------|---|
|   |  |          |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルフォレンジック用資機材の増強等に要する経費（No.5 と一部重複）<br/>令和2年度概算要求（1,122百万円）<br/>（令和2年度予算額：1,002百万円）</li> <li>○ 令和2年度地方財政計画において、都道府県警察一般職員（DNA型鑑定要員）の増員及びDNA型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費が容認された。</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバー空間の脅威への対処能力の強化のための警察庁職員を増員要求し、容認された（No.5と同じ。）。</li> </ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果を踏まえ、業績指標の一部を変更するとともに、参考指標の一部を削除することとした。</li> </ul> |
| 3 | <p>【基本目標3業績目標1】<br/>暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化</p>              | 目標達成     | 引き続き推進 | <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合的な暴力団対策の推進や総合的な薬物事犯対策の推進のため、必要な経費を予算措置した。<br/>令和2年度概算要求（687百万円）<br/>（令和2年度予算額：685百万円）</li> <li>○ 令和2年度地方財政計画において、社会復帰アドバイザーの導入に要する経費が容認された。</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団対策の強化のための警察庁職員を増員要求し、容認された。</li> </ul>  |
| 4 | <p>【基本目標3業績目標2】<br/>国際組織犯罪対策の強化</p>                    | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際組織犯罪対策の推進のため、必要な経費を予算措置した。<br/>令和2年度概算要求（2,475百万円）<br/>（令和2年度予算額：1,971百万円）</li> </ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果を踏まえ、業績指標の一部を変更することとした。</li> </ul>   |
| 5 | <p>【基本目標7業績目標1】<br/>サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を推進するため、必要な経費を予算措置した。</li> <li>・対処能力の向上に要する経費（No.2 と一部重複）<br/>令和2年度概算要求（3,030百万円）<br/>（令和2年度予算額：2,836百万円）</li> <li>・人的基盤の強化及び研究の推進に要する経費（No.2 と一部重複）<br/>令和2年度概算要求（1,534百万円）<br/>（令和2年度予算額：1,526百万円）</li> <li>・官民連携及び国際連携の推進に要する経費</li> </ul>  |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>令和2年度概算要求（371百万円）<br/>（令和2年度予算額：320百万円）</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー空間の脅威への対処能力の強化のための警察庁職員を増員要求し、容認された（No.2と同じ。）。</li> </ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果を踏まえ、新たな参考指標を追加することとした。</li> </ul> |
|--|--|--|--|--|

(2) 規制を対象として評価を実施した政策（令和元年8月1日公表）

| No. | 政策の名称                        | 政策評価の結果        | 反映状況   | 政策評価の結果の政策への反映状況               |
|-----|------------------------------|----------------|--------|--------------------------------|
| 1   | 所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大           | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 2   | 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加         | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 3   | 銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 4   | 高齢者に対する認知機能検査の導入             | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 5   | 射撃技能に関する講習の受講義務の新設           | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 6   | 年少者による空気銃の所持の制限              | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 7   | 年少射撃資格の認定制度の創設               | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |

|    |                                     |                |        |                                |
|----|-------------------------------------|----------------|--------|--------------------------------|
| 8  | 実包の所持状況の記録化                         | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 9  | 実包等の保管に係る努力義務の新設                    | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 10 | 行政調査に関する規定の整備                       | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 11 | 調査を行う間における銃砲の保管に関する規定の新設            | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 12 | 猟銃安全指導委員の秘密保持義務の新設                  | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 13 | 店舗型性風俗特殊営業として規制される営業への「出会い系喫茶営業」の追加 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 14 | ラブホテル等営業として規制される営業の範囲の拡大            | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 15 | 暴力的要求行為として規制する行為の追加                 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 16 | 準暴力的要求行為の規制の拡大                      | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 17 | 対立抗争による市民生活に対する危険を防止するための措置         | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |

|    |  |                |        |                                |
|----|--|----------------|--------|--------------------------------|
| 18 | 賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加                    | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 19 | 縄張内で営業を営む者のために行う用心棒行為等の禁止              | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 20 | 暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険を防止するための措置 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 21 | 病気の症状に関する質問票への虚偽記載等の禁止                 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 22 | 一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止       | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 23 | 一定の病気を理由に免許を取り消された場合における免許再取得時の試験の一部免除 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 24 | 取消処分者講習の受講対象の拡大                        | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 25 | 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講命令          | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |
| 26 | 自転車の制動装置に係る検査、応急措置命令等                  | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。 |

## 政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、令和元年度に公表された評価に係るもの

